

糸魚川市駅北復興まちづくり計画評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 糸魚川市駅北復興まちづくり計画（以下「計画」という。）の実施にあたり、幅広い観点からの意見を聴くことにより、計画を着実に実行し、復興まちづくりを推進することを目的に、糸魚川市駅北復興まちづくり計画評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、意見、提言等を行う。

- (1) 計画の施策評価及び進捗管理に関する事項。
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画の推進に必要な事項に関する事項。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者の中から市長が委嘱した者（以下「委員」という。）5人以内をもって構成する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成32年3月31日までとする。ただし、任期中の委員の交代に伴う後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の任期満了後における委員の任期は、平成34年3月31日までの2か年とし、再任は妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを決める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

5 会議は、原則として公開により行うものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、産業部復興推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮つて定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。